

医 第 2 5 2 3 号
令和 2 年 1 月 2 2 日

保健所設置市 衛生主管部（局）長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の
在り方等について

日頃、当県の医療業務に御協力いただきありがとうございます。
このことについて、令和元年 12 月 25 日付け医政発 1225 第 4 号で厚生労働
省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知くださるよう
お願いします。

なお、下記関係団体及び病院管理者宛て別途通知する予定であることを申し
添えます。

また、通知文等につきましては、当課のホームページにも掲載しますので御参
照ください。

記

公益社団法人 千葉県医師会
一般社団法人 千葉県歯科医師会
公益社団法人 全国自治体病院協議会千葉県支部
一般社団法人 千葉県民間病院協会
一般社団法人 日本病院会千葉県支部

【参考】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/tsuuchi.html>

千葉県ホーム>くらし・福祉・健康>健康・医療>保健医療政策
>医療機関・歯科技工所・施術所等に関する通知

担当：

千葉県健康福祉部医療整備課
医療指導班 守安
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4
FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 7 3 7 9